活動報告:　新年度が始まります

　いよいよ４月、新しい年度が始まります。小学校、中学校、高校へ入学した、またはそれぞれ上の学年に進級した子どもたちが、希望を胸にふくらませて一歩を踏み出します。そんな子どもたちの姿を見る里親さんの胸中にもいろいろな思いがあふれて、感慨深いものがあることと思われます。

　中央地区里親会もいちおう官庁と同じく４月－３月を年度としていますので、この４月から新年度に入ることになりますが、定期総会までは旧年度の体制のままで活動を続けます。

お知らせ:　平成26年度定期総会は6月７日に開催されます

　３月 29 日、北広島市のクラッセホテルにて中央地区里親会の役員会が開催されました。会議では会長挨拶、事務局活動報告に続き、①会費未納会員への対応について、②平成 25 年度予算の執行状況、③平成 26 年度定期総会の開催時期と議事内容について協議されました。

　検討の結果、６月７日（土）に北広島市のクラッセホテルを会場として平成 26 年度定期総会を開催することが決まりました。事務局で①平成 25 年度活動報告と収支決算書、②平成 26 年度活動計画と収支予算案、③役員改選について、④平成 27 年度全道里親大会・開催準備委員会の設置などを議事とする総会議案を取りまとめ、役員の協議を経てから会員の皆さんに詳しい開催案内が送られます。

情報 ；新･高等学校等就学支援金制度について

　平成 26 年４月から「高等学校等就学支援金制度」が一部変更されることに関する厚生労働省家庭福祉課からの事務連絡について、全国里親会の事務局より情報提供がありました　以下にその関係部分を掲載しますので、とくに今年の４月から高校へ入学する子を養育されている里親さんは、忘れずに申請手続きをされることをお勧めします。

＝＝＝

　平成２６年４月から「高等学校等就学支援金」制度が一部変更されることに伴い、文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室より別添事務連絡が発出され、周知依頼が当課にありましたので、各自治体担当者様あてお送りいたします。

　つきましては、児童養護施設等社会的養護関係施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等高校生がいる社会的養護関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

　詳細につきましては、別添をご確認いただければと思いますが、主な変更点はこれまでの公立高校については授業料不徴収制度（高校生側の手続き特段不要）がとられていましたが、今後は、就学支援金の仕組みに一本化されることです。
　これに伴い、公立高校に入学する場合も、就学支援金を受給するためには、学校から配布される申請書類等の提出の手続きが必要になりますので、ご留意願います。
　また、手続きがない場合には、就学支援金が支給されないとのことです。手続きを含めた就学支援金制度につきましては、別添事務連絡に記載されている「高校修学ホットライン」や各都道府県連絡窓口にお問い合わせ願います。

＝＝＝

今日お届けする資料

○　月刊「里親だより」第 53 号　公益財団法人 全国里親会
○　一般社団法人　北海道里親会連合会・会報「さとおや」55 号

あなたの笑顔が見たいから　　中央地区里親会

中央地区里親会事務局　担当：水島　俊一
連絡先：069-0853 江別市大麻高町 18-4　Tel & Fax：011-387-8765, Email:mizushimash@nifty.com

情報 ： 里親さんの体験談 （埼玉県里親会･ホームページから転載）

○４つの HEART♥　　C． I さん

今から、7年前・・・我が家に子供を授かった。結婚してすぐ授かると思っていた子供が何年経っても身ごもらず、病院に通っては落ち込む日々を過ごし、仕事に没頭する日々を過ごしていた。夫婦で立ち上げた会社も軌道に乗り、生活も安定し満足するお金も稼げ、それでも尚結婚して夢だった子供をなかなか授からず、私たち夫婦は里親という道を選んだ。結婚して10年位経ってからである。

里親登録をしてから1年位経った頃、児童相談所から1本の電話が鳴った。2歳の男の子M君・・・初めての我が子。全てがMと私にとって初めての経験だった。あの頃は、沢山の試し行動や慣れない生活に、Mも私も夜にはくたくたになっていたね。覚えていますか？M。一緒になって1年位経ち、初めてMを真剣に叱った日の事・・・。泣きながらママに抱きついて来たあの時のMは、今まで沢山抱っこしていたMとは違い、心からママに飛びついて来たように思った。

その夜、Mが可愛い顔ですやすや寝ている姿を見て、ごめんね・・・って心の中で何度も繰り返しながら、真剣に叱った時の事を考えていた。もしかして、今までは親子ごっこをしていたのかなって・・・思った。可愛い可愛いだけでは何も伝わらないんだって。この日を境に色んな事が変わって来た。真剣に向き合った事で、Mと私は今までより心が通じるように感じ始めた。

それから3年ほど経って、Mが年長さんになった頃、児童相談所から又嬉しい知らせが。Mがお兄さんになるのです。生後6か月の女の子Aちゃん・・・今ではもう4歳。おてんばで元気いっぱいのA。始まりは2人だった家族が、3人になり4人になった。色々な個性で違った考えや行動が交差する中、沢山の言葉を交わしあい、笑いが止まらなくなったり、突然真面目に話し出したり、喧嘩したり、あり得ない事が突然起きたり・・・ハチャメチャな時もある。そんな毎日を繰り返す日々に葛藤しながらも、楽しくて幸せを感じる。子どもを授からなければ分からなかった事、気付かなかった心や経験も全て、大切な事の一つ一つが家族の中から生まれる。

ありがとう・・・4つのHEART♥

○里子の自立支援体制の確立を願う　　新井　裕さん

里親が子供の社会的養護の場と位置づけられ、里親制度が見直されました。その結果、研修制度の充実など里親支援に向けた制度改革が行われました。しかし、まだまだ不十分だと感じています。とくに問題なのは、18歳以降（里親措置解除後）の里子の自立援助体制です。昔なら18歳になれば家を出て働くのが当たり前でした。しかし、大学を出ても就職をするのが厳しい時代です。とりわけ、知的障害、引きこもりなどの子の自立は極めて困難です。

実は昨年、措置解除近い障害児を持つ里親や、措置解除後も自立できない子を持つ元里親が集まって、何度か悩み相談会を行いました。児童相談所は18歳までは何かと相談に乗ってくれます。里親会も里子や里親にとってたよりになる相談の場です。しかし、18歳を過ぎると児童相談所も里親会も、守備範囲を超えてしまいます。措置解除になれば子供は自分で人生を切り開いていかなければなりませんので、里親は里子が自立できるよう一生懸命育てます。しかし、障害を持っていたり、引きこもりになったりしたとき、里親や本人の努力だけではどうにもなりません。障害者として認定を受ければ、就労に向けた支援機関もあります。

しかし、認定を受けるほどではない軽度の障害を持つ場合は、何も助けがありません。その場合、自立できない状態で放り出す訳にもいかず、措置解除後も里親が面倒を見ることになります。しかし、里親も年を取り、いつまでも面倒が見られません。そんな悩みを相談したのです。お互いに悩みを言ったり、聞いたりすることによって、少しは気が休まります。でも、問題は何も解決されないのです。里子は里親がいるからまだましでしょう。児童養護施設を出た子供達は、どうなるのだろう？と心配になります。

国も県も施設から里親へと施策の転換を図っています。しかし、措置解除後の里子の自立支援に向けては、ほとんど何も講じられていないのが現実です。いたずらに里親委託を進めることは無責任です。もちろん、里親にも本人にも責任があります。だから共通の問題を抱える里親が立ち上がらなければと考えています。社会的養護と唱える以上は、行政としても子供の一生を視野に入れ、自立したくてもできない里子達への支援についても、目を注いで欲しいと願うものです。

中央地区里親会事務局　担当：水島　俊一
連絡先：069-0853 江別市大麻高町 18-4　Tel & Fax：011-387-8765, Email:mizushimash@nifty.com